

契 約 書 (案)

- 1 契約事項 衛星携帯電話機27回線の通信サービス契約
- 2 契約内容 別記「仕様書」のとおり
- 3 契約期間 令和8年3月1日から令和14年2月29日まで
- 4 契約金額 別紙1のとおり
- 5 契約保証金 金 円 (契約保証金は、免除する。)

上記のサービスについて、発注者 北海道と受注者 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) ()書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

発注者 北海道
北海道警察本部長
友 井 昌 宏

住 所
受注者 氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約期間中、衛生携帯電話機の回線サービスを提供し、発注者は、その対価である代金を受注者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入及び検査)

- 第3条 受注者は、納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。
- 5 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(代金の請求及び支払)

- 第4条 受注者は、毎月末日までに前月中の利用に係る代金に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定めるユニバーサルサービス制度及び聴覚障害者等による電話の利用に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービス制度の負担金を加え、当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を加算した金額（当該消費税等の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を発注者に請求するものとする。
- 2 契約の開始又は終了の月の日数が1月の日数に満たない場合の月額基本料は、当該月の日数に応じて日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。
- 3 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に北海道会計管理者勤

務の場所において支払うものとする。

(履行遅滞)

第5条 発注者は、その責めに帰すべき理由により前条の代金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(危険負担)

第6条 第3条第2項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(個人情報の保護)

第7条の2 受注者は、この契約を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は通信サービスの利用を一時中止することができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める契約期間、契約金額、その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の規定による代金の変更は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、通信サービスが種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し通信サービスの補修、代替サービスの提供又は不足分のサービスの提供による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(発注者の任意解除権)

第10条 発注者は、次条から第13条までに定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約期間の初日に通信サービスの提供を開始しないとき又は契約期間開始後相当の期間内に提供する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 通信サービスの履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に通信サービス代金債権を譲渡したとき。

(7) 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第13条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第18条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徵取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、
独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90
条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第
45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第14条 第11条各号又は第12条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるもの
であるときは、発注者は、第11条又は第12条の規定による契約の解除をすることがで
きない。

（受注者の催告による解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催
告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、そ
の期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして
軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注
者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は契約期間に係る通信サービス代
金の総額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなけ
ればならない。

(1) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受
注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみな
す。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律
第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年
法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年
法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされ
る場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰するこ
とができる理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第12条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を
除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき
は、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。
この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が契約期間に係る通信サービ
ス代金の総額の10分の1に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注
者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が契約期間に係る通信

サービス代金の総額の10分の1に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

(不正行為に伴う賠償金)

第18条 受注者は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約期間に係る通信サービス代金の総額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、通信サービスの提供を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、通信サービス開始の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(受注者の損害賠償請求等)

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対して賠償金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、通信サービス代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第22条 発注者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(電子メールを利用する方法)

第23条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

別紙 1

契約金額	
1 初期費用	円
2 回線利用料 (月額基本料・無料通話の料金プラン・データ通信料) (無料通話時間 分)	月額金 円

※ ユニバーサルサービス料金及び電話リレーサービス料は別途加算する。
※ 消費税及び地方消費税等は別途加算する。

別紙 2

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第 2 秘密の保持

- 1 受注者は、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、その使用する者が、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 3 目的外収集・利用の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受注事務の目的の範囲内で行うものとする。

第 4 第三者への提供制限

受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者から提供された個人情報が記録されている資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第 5 複写、複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者から提供された個人情報が記録されている資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

第 6 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。